

総務建設常任委員会協議会会議録			
1 開会日	平成24年1月20日	午前11時17分	開会 午後 1時33分 閉会
2 場 所	議員控室		
3 出席委員	土橋秀雄委員長 高橋英俊副委員長 奥津勝子委員 片野哲 生委員 高橋富美子委員 坂田よう子委員 清水弘子委員 渡辺順子議長		
4 傍聴議員	二宮加寿子議員 竹内恵美子議員 関 威國議員		
5 説明員	中崎町長 二挺木首席理事 森田政策課長 岩本総務課長 斎藤副主幹 宮崎主査 和田町民課長 露木副主幹		
6 職務のため 出席した職員	局長 飯田 隆 書記 山口芳弘		
7 協議等の事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) (仮称) 大磯町暴力団排除条例 (案) について (2) 大磯町立の地域会館条例の改正について (3) 大磯町職員の給与に関する条例の一部改正について (4) 町営月京住宅建替工事の進捗状況及び現場視察について (5) その他 		
8 その他	一般傍聴 なし		

（1）（仮称）大磯町暴力団排除条例（案）について

昨年11月28日～12月19日まで骨子案のパブコメを実施したが意見等はなかった。素案では第13条で意見の聴取を設け、町の契約事務や給付金の交付、公の施設からの暴力団排除の規定を設けている。

条例案は3月定例会に上程し、4月1日の施行を目指している。

◎主な質疑

問. 夏季の大磯海岸における茶屋組合関係の施設で動きがあり、美しい町づくり条例と良い関係になるよう希望するが、この条例ではどのように考えられるか。

答. 茶屋組合等は事業者となるため県条例により事業活動における暴力団排除義務の対象になる。町の事業では契約事務等、給付金の交付、公共施設からの暴力団排除が適用される。運用では行政幹部会議等で条例趣旨を説明し各課で所管している要綱等の改正を依頼している。

問. 町のコンプライアンスはこの条例の運用でどのような形になるのか。

答. 町職員等への不当要求に対する措置としては、行政自らが法令を順守しなければならないと、自ら言い聞かせた上で現在作成中の解説にも「行政自らが法令を順守し、その公務の適正さを保つ必要がある。」と記述している。

問. この条例案は県の条例を参考にされたかどうか確認したい。

暴力団員による不当な行為の防止を目的とした関係団体とは、町で把握しているところは。

職員への不当要求措置が今まで事例があったか。

答. 県条例が施行されその後市町村用のモデル条例が提示され、県条例で網がかかるところを市町村条例で規定している。モデル条例や先行市町村を参考にして作成した。

関係団体は第4条2項に規定する暴力追放運動推進センターで神奈川県暴力追放推進センターのほか関係団体としては、大磯二宮暴力団排除対策推進協議会となる。

職員への暴力団員による不当要求等は今のところない。

問. 県条例でカバーできないもので自治体独自のものがあるのか。

答. 13条の意見の聴取である。相手が暴力団関係者かどうか確認する規定を入れた。運用では警察と確認するための書式等を定めた合意書を締結することになっている。

問. パブコメが1件もなかったことをどう考えるか。

答. 町の仕方が十分行き渡ってなかったのか。内容に町の事務事業が多く、住民生活に直結する内容ではなかったのではないかと考える。県内の自治体でパブコメを実施した20件ほどの他自治体のうち半数ぐらいはパブコメ意見が1件もなかったと聞いている。

問. 大磯町で暴対法の対象になる人がいるのか。

答. 目に見える形でいるということはない。ただ町としては、いるつもりで対応

していくことが大事だと思う。

(2) 大磯町立の地域会館条例の改正について

現在台町会館が工事予定に沿って作業が進められている。完成に際して当条例の改正が必要なため3月議会に上程したい旨、概要の説明があった。

◎主な質疑 なし

(3) 大磯町職員の給与に関する条例の一部改正について

今回の改正は平成18年4月に実施した給与構造改革に伴う経過措置を廃止しようとするもの。概要の説明があった。

◎主な質疑

問. 3.11 後でこれから国家を立て直していくうという時に、人事院勧告ということだが、それでもこのタイミングでどういう考え方で町は上程を考えているのか。

答. 人事院から給与構造改革等による経過措置を廃止し、職員の人工費を下げるこの提案がされており、この経過措置の設定自体は公務員高年齢層に集中して影響が出てくるところである。また、この勧告は官民の給与格差是正も踏まえた形での提案もある。国家公務員の給与削減法案は見送りとなっているが、削減については独自案で引き続き検討されている状況にあることから、地方公務員もそれに準じた形で対応を取る必要があるため提案を考えている。

(4) 町営月京住宅建替工事の進捗状況及び現場視察について

担当課から現場で説明したいとのことであるので、現場視察を行い終了後、本協議会を閉会する。(現場視察終了後、現地において総務建設常任委員会協議会を終了した。)